

平成26年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 2月定例会 会議録第2号

招集年月日	平成26年2月26日					
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場					
開閉の日時 及び宣告	開 議	平成26年3月27日 午後2時			議 長	原田 謹吾
	閉 会	平成26年3月27日 午後2時35分			議 長	原田 謹吾
出席議員 欠席議員 出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1番	前 田 敏 美	○	10番	武 村 弘 正	×
	2番	末 藤 正 幸	○	11番	原 田 謹 吾	○
	3番	吉 川 里 已	○	12番	田 中 源 一	○
	4番	北 村 和 博	○	13番	武 富 久	○
	5番	松 尾 勝 利	○	14番	田 島 健 一	○
	6番	福 井 正	○	15番	白 武 悟	○
	7番	谷 口 太一郎	○	16番	岩 島 正 昭	○
	8番	田 口 好 秋	○	17番	末 次 利 男	○
	9番	梶 原 睦 也	○			
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	管 理 者	樋 渡 啓 祐	○	消 防 長	峰 松 靖 規	○
	副 管 理 者	樋 口 久 俊	○	消 防 次 長	森 山 正 明	○
	事 務 局 長	橋 口 正 紀	○	消防次長兼警防課長	松 尾 敏 光	○
	会 計 管 理 者	成 松 薫	○	消防本部総務課長	一ノ瀬 敏 夫	○
	事務局次長兼総務課長	橋 村 勉	○	消防本部予防課長	貞 松 光 良	○
	電子計算センター所長	小 森 啓 一 郎	○	消防本部通信指令課長	八 田 定 文	○
	環境施設課長兼 クリーンセンター所長	西 野 純 一 郎	○	介護保険事務所長兼 総務管理課長	大 串 晃	○
	介護保険事務所業務課長	山 田 久 美 子	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議付議事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

杵藤地区広域市町村圏組合議会 2月定例会

議 事 運 営 事 項

1. 議事日程について

議事日程（第2号）	
平成26年 3月27日（木曜日） 午後2時 開議	
日程第1	追加議案の上程（管理者の提案事項に関する説明）
日程第2	第8号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防手数料条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
日程第3	第9号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
日程第4	第5号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算 (質疑・討論・採決)
日程第5	第6号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算 (質疑・討論・採決)
日程第6	第7号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計予算 (質疑・討論・採決)
閉 会	

午後 2 時 開議

○議長（原田謹吾君）

ただいまの出席議員、全員でございます。定足数に達しておりますので、平成26年杵藤地区広域市町村圏組合議会 2 月定例会を再開いたし、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 追加議案の上程（管理者の提案事項に関する説明）

○議長（原田謹吾君）

それでは、日程第 1. 追加議案の上程であります。

本日、議案 2 件を追加上程いたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（・渡啓祐君）

お疲れさまでございます。それでは、本日追加提案いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

案件は、条例の一部改正 2 件の議案でございます。

まず、第 8 号議案につきましては、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ等による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、本組合の消防手数料条例の一部を改正いたすものであります。

次に、第 9 号議案につきましては、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本組合の火災予防条例の一部を改正いたすものであります。

なお、詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第 2 第 8 号議案

○議長（原田謹吾君）

続きまして、日程第 2. 第 8 号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○消防長（峰松靖規君）

それでは、第8号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書（その2）の1ページ及び議案説明資料（その2）の1ページから7ページに掲載しております参考資料等をごらんいただきたいと思っております。

今回御審議をお願いいたします当組合消防手数料条例の一部を改正する条例につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の公布による消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が平成26年1月29日に公布されましたので、これに伴い改正するものでございます。

改正内容につきましては、消費税及び地方消費税の税率引き上げにより増額改定が必要となる危険物製造所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料のうち、人件費や物件費の変動の影響を加味しても、なお増額となるもののみが今回の改正対象となっております。

それでは、議案説明資料2ページから7ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

今回、別表につきまして下線部分を改正するものでございます。

議案書の1ページをごらんください。

附則につきましては、施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、議会の御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

採決いたします。第8号議案については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第8号議案は原案どおり可決いたしました。

日程第3 第9号議案

○議長（原田謹吾君）

日程第3. 第9号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○消防長（峰松靖規君）

御説明に入ります前に、議案の訂正をお願いいたします。

昨日付で消防長、予防課長名により改正内容の一部訂正の通知がありましたので、まことに申しわけありませんが、本日、お手元に配付いたしております正誤表の下線部分のとおり、議案書3ページ及び議案説明資料13ページの訂正方をよろしくをお願いいたします。

それでは、第9号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書（その2）の2ページから4ページ及び議案説明資料（その2）の8ページから13ページに掲載しております参考資料等をごらんいただきたいと思います。

今回御審議をお願いいたします当組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、消防法施行令の一部を改正する政令が平成25年12月27日に公布されたことに伴い、当組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、対象火気器具等の取り扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るものでございます。

議案説明資料10ページから13ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回、本則につきましては、下線部分について改正、あるいは追加をそれぞれするものでございます。

続きまして、議案書の3ページをごらんください。

附則につきましては、施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

なお、ただし書きで経過措置を設けるものでございます。

以上で説明を終わりますが、議会の御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○7番（谷口太一郎君）

ちょっとお尋ねしたいと思います。

これは例の花火大会での火災後の対応と思いますけど、要するに最初は、やはり計画を提出しなくちゃいかんというようなことになっているわけですけども、これにつきましては、あの場合は露天商の方ですけど、それぞれが消防署の許可を事前に得ることが前提になるということなんでしょうかね。

○消防長（峰松靖規君）

今回の改正につきましては、今、言われましたように、花火大会の事故に伴って、今後、消火器等の設置をしなければならないというものでありまして、あとは祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しとなっておりますので、全部が全部は該当いたしませんので、おおむね大規模の催し等の場合が該当するというので、それにつきましては、うちのほうでも事前に管内の催し等の把握も警察等の御協力も得ながらやっておりますので、どれが該当するかというようなことは今後わかるかと思っておりますので、その旨、指導等もしていきたいと思っております。

以上です。

○7番（谷口太一郎君）

私どもの場合は、ちょっと大規模な花火大会が2カ所、毎年やっているわけですけど、要するにその花火大会があるというのは大体計画的にわかるわけですけど、それに出店される露天商さんというのはなかなか決まらない状況で、いつもぎりぎりのところで話が進んでいるような感じなんですよね。だから、それについては、これは期限とかは書いていないんですけど、例えば、消防署の検査が必要なわけでしょうけれども、そこらについては、例えば、一月前とか期限をちゃんと決定する必要があるんじゃないかなと思うんですけど、そこらについてはどうなんでしょうかね。

○消防長（峰松靖規君）

ちょっとつけ加えて、主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しが該当するということになっております。

ちょっと済みません、予防課長のほうに再度。

○消防本部予防課長（貞松光良君）

先ほどの質問にお答えしたいと思います。

まず、消防署長が指定をする条件ですね、屋外催しの条件がありまして、まず先ほどありましたように、昨年8月の花火大会の火災を受けて、今回、改正をしたものですが、この人出がまず11万人ということでした。これを想定されておりますので、基本的に11万人以上の人出予想プラス、先ほど消防長が言いましたように、露店の数が100店舗以上というふうなことで計画をしております。

嬉野市におかれましては、大規模花火大会がございますけれども、露店の数は100店舗を超えております。しかしながら、人出が11万人もいらっしゃらないという状況ですので、今のところ消防署長の指定は見送るというようなところで考えております。

ほかに、各構成市町で花火大会等がありますけれども、100店舗を超える露店は現在のところはございません。

それとあと、これ未満のところをどうするかということで、今回、改正をしますのは、露店の出店をする場合は届け出をすると。許可じゃなくて届け出をするということで、条例を改正するものです。誰が出すかといいますと、主催者、または露天商の代表の方に各消防署のほうへ届け出をしてもらうというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（原田謹吾君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、質疑を終わります。

続きまして、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

採決いたします。第9号議案については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第9号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第4～第6 第5号議案～第7号議案

○議長（原田謹吾君）

続きまして、日程第4. 第5号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算、日程第5. 第6号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算、日程第6. 第7号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計予算の3議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（橋口正紀君）

それでは、私のほうから第5号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算について御説明を申し上げます。

薄い冊子となっております予算書の1ページをごらんください。

平成26年度一般会計予算は、歳入歳出予算、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用から成っており、第1条から第5条までにおいて必要な事項を定めております。

まず、第1条で定める歳入歳出予算の内容について御説明いたします。

第1条で定める歳入歳出予算は、総額を3,775,837千円と定めるものです。前年度と比べて223,794千円、率で6.3%の増となっております。

歳入歳出予算の主な内容について御説明いたします。

まず、歳出について申し上げます。

別冊の厚い冊子となっております予算に関する説明書の(15)ページをお開きください。

(15)ページの2款. 総務費、1項1目. 一般管理費が前年度比で増額の主な要因は、11節. 需用費で光熱水費の電気料を昨年4月に電気料金が約10%引き上げられたことに伴い約1,350千円を増額したこと、また13節. 委託料で現在係争中の介護サービス事業所への行政処分の案件など、法律相談を要する事案に迅速に対応していくために新規に弁護士委託料を計上したことによるものです。

次に、(18)ページをごらんください。

2目. 電算センター費の増額の主な要因は、14節. 使用料及び賃借料で、クラウドサービス利用料を約126,000千円増額したことによるものです。ことし1月から基幹系システムを

クラウドサービスの利用に移行したこと、また来年1月から健康管理システムをクラウドサービスの利用へ移行することによるものです。

なお、基幹系システムのクラウドサービス利用への移行に伴い、ホストコンピューター等のリース料など約42,000千円が不要となっております。

次に、(20)ページをごらんください。

3目．社会保障・税番号制度対応住基システム改修費は、新規の事業として国が進める社会保障・税番号制度の導入に対応していくため、国のスケジュールに基づき住基システムを改修するものでございます。

次に、(21)ページでございます。

4款．衛生費、1項1目のごみ処理センター費の増額の主な要因は、11節．需用費で光熱水費の電気料を約20,000千円増額したことによるものです。ことし1月からクリーンセンターにおける電気料金が11.5%値上げされたことに伴い、増額したものでございます。

(22)ページでございます。

また、(22)ページ、13節．委託料で最終処分場埋立期間変更届出書作成業務委託料を計上しております。佐賀県西部広域環境組合のごみ処理施設の稼働が平成28年1月からとされたことに伴い、平成27年3月31日までとなっている最終処分場の埋め立て許可期間を延長することに伴うものです。

次に、(24)ページをごらんください。

(24)ページの2目．葬斎公園費の減額の要因は、15節．工事請負費の減額によるものでございます。

なお、26年度は火葬炉煙道改修工事を計画いたしております。

次に、(26)ページをごらんください。

(26)ページの3目．ごみ処理センター施設整備費は、山内町にある蕪山最終処分場に要する経費で、増額の要因は、最終処分場廃止届に必要な関係書類作成費の計上によるものでございます。

5款の消防費です。1目．常備消防費の減額の主な要因は、3節．職員手当等で退職者が5人少なくことに伴う退職手当の約147,000千円の減額のほか、職員が213人から208人に減ることによる人件費の減額によるものでございます。

次に、(31)ページをごらんください。

(31) ページの 2 目. 消防施設費の増額の主な要因は、施設及び車両整備計画に基づき実施する事業の計上によるものです。主な事業としては、施設整備では継続費を設定して実施している消防救急デジタル無線整備事業、消防本部と武雄消防署統合施設建設に係る用地測量や基本計画策定及び鹿島消防署屋上防水等改修工事、また車両整備では武雄消防署の救助工作車、太良分署のポンプ自動車や高規格救急自動車の更新事業を計画いたしております。

次に、(33) ページをごらんください。

(33) ページの 7 款. 予備費でございますけれども、例年並みで計上しております。

なお、事業区分ごとの予備費の内訳は、(45) ページに掲載いたしておりますので、後ほど御参照いただけたらと思います。

次に、歳入について御説明いたします。

ページを戻っていただいて、(11) ページをごらんください。(11) ページでございます。

まず、1 款. 分担金及び負担金につきましては、全体で前年度比約108,857千円の増額となっております。

各負担金の主な増減要因につきましては、先ほど御説明した歳出の事業費目ごとの増減要因によるものとなりますので、各負担金ごとの増減要因の説明は省略させていただき、そのほかの内容について申し上げますと、4 目. ごみ処理センター費負担金の 2 節. ごみ処理施設建設費負担金は組合債の償還に要する負担金で、償還に対する地方交付税措置額を受け入れてもらっている武雄市からの負担金となるものでございます。平成13年度以前に借入れた組合債の償還が23年度で終了したことに伴い、26年度の交付税措置額が償還額より上回ることによるものでございます。

次に、6 目. 消防費負担金です。前年度比で減額となる主な要因は、説明欄に記載しております内訳のうち、地方交付税消防費相当額とした負担金を約75,630千円の減額で見込んだことによるものです。この負担金は、地方交付税の算定に用いる消防費の基準財政需要額に負担率を乗じて算定しているものでございますが、基準財政需要額の算定に用いる単位費用が今年度500円引き下げられて、10,800円となったことによるものでございます。

また、掲載しております内訳のうち、消防本部・武雄消防署統合施設整備特別負担金は、統合施設建設用地にかかわるもので、用地測量試験費用として武雄市から負担いただくものでございます。

以上、1 款. 分担金及び負担金について申し上げますけれども、各市町別の負担金内訳

につきましては(72)ページに掲載いたしておりますので、後ほど御参照いただきたいと存じます。

次に、(13)ページをごらんください。

(13)ページの5款. 繰入金の減額は、消防職員退職者が5人減ることに伴うものでございます。

7款. 組合債の増額は、消防施設及び車両整備計画に基づき実施する消防救急デジタル無線整備事業及び消防車両の更新事業に伴うものでございます。

以上、第1条で定める歳入歳出予算の内容について申し上げました。

続きまして、歳入歳出予算のそのほかの予算について御説明いたします。

薄い冊子となっている予算書の4ページをごらんください。

予算書の4ページでございます。

予算の第2条で定める債務負担行為は、第2表のとおり、クラウドサービスP S健康管理システム利用料について定めるものです。現在、市町ごとに運用がなされている同システムを統合して、27年1月からクラウドサービス利用に移行することに伴うものでございます。

次に、5ページをごらんください。

第3条で定める地方債は、第3表のとおり、2件について定めるものでございます。

消防施設整備事業分は、太良分署に配備する消防ポンプ自動車ほか、車両の更新事業に伴い借り入れるものでございます。

以上、第5号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算について御説明いたしました。

引き続きまして、私のほうから第7号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計予算について御説明を申し上げます。

薄い冊子となっております予算書の10ページをごらんください。

平成26年度ふるさと市町村圏特別会計予算は歳入歳出予算から成っており、第1条で定める歳入歳出予算は総額を7,472千円と定めるものです。前年度と比べて30千円、率で0.4%の減となっております。

歳入歳出予算の内容について御説明申し上げます。

恐縮でございますけれども、別冊の厚い冊子のほうの予算に関する説明書の(70)ページをお開きください。(70)ページでございます。

まず、歳入です。

1 款の財産収入は、ふるさと市町村圏基金10億円の運用利子を計上しております。26年度は3 金融機関への定期預け入れとして、利率を0.25%として計上をいたしております。

2 款. 繰入金は、歳出の財源確保のために財政調整基金から繰り入れるものでございます。次に、歳出です。

(71) ページをごらんください。

歳出の1 款1 項1 目のふるさと市町村圏事業費では、構成市町の職員研修及びイベント助成等を引き続き実施していくこととして、前年度とほぼ同額を計上いたしております。

2 款. 予備費は急遽の事業に対応するため、1,000千円を計上いたしております。

以上、平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計予算について御説明申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○介護保険事務所長（大串 晃君）

引き続きまして、第6号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書は薄い冊子のほうで、6 ページから9 ページまでとなっております。

6 ページをお開きください。

第1 条第1 項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,739,161千円と、同条第2 項で款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1 表 歳入歳出予算によるものとします。

次に、厚い冊子のほうで、平成26年度予算に関する説明書をお願いします。

介護保険特別会計につきましては、(46) ページから(67) ページにかけて記載しております。

(46) ページをお開きください。

歳入についての事項別明細書の総括表です。次のページが歳出の事項別明細書となっております。

予算額を前年度当初予算と比較しますと、率にして8.9%の増となります。

(48) ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

1 款. 保険料につきましては、被保険者の増加を見込み、前年度対比3.7%の増としております。

次に、2 款. 分担金及び負担金につきましては、前年度対比8.6%の増としております。

保険給付費、事務費及び地域支援事業に要する構成市町の負担金となります。

次に、(49)ページをお願いします。

4款．国庫支出金、5款．支払基金交付金、次のページの6款1項．県負担金及び6款3項．県補助金につきましては、保険給付費及び地域支援事業に係る費用にそれぞれの財源の負担割合で算出した金額となります。

6款2項．財政安定化基金支出金につきましては、保険給付費に充てるため、県の財政安定化基金より借り入れするものです。

8款．繰入金につきましては、介護保険財政調整基金から保険給付費及び地域支援事業の財源とするために繰り入れするものです。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

(52)ページをお開きください。

1款．総務費につきましては、(52)ページから(56)ページに記載しております総務管理費、徴収費、介護認定審査会費、給付管理費の4項目について予算を計上しております。

なお、平成26年度は、平成27年度から29年度までの3カ年の保険料、介護給付費等の対象サービスの見込み量などを策定します第6期介護保険事業計画の費用も計上しております。

次に、(57)ページをお開きください。

2款．保険給付費につきましては、(57)ページから(58)ページに記載しております介護サービス等諸費及び介護予防サービス等諸費などで、前年度対比9.9%の増としております。

次に、3款．地域支援事業費につきましては、(58)ページと(59)ページに記載しております。構成市町の地域包括支援センターで取り組む介護予防事業、相談事業を初めとする包括的支援事業の経費が主なものとなります。前年度対比9%としております。

以上で第6号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

ただいま説明が終わりました。

これより3議案に対する質疑を一括して行います。

なお、発言される場合は、最初に一般会計、特別会計名を言っていただくようお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

質疑がないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより一括して討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

採決いたします。第5号議案については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第5号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、第6号議案については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第6号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、第7号議案については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第7号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで平成25年度最後の議会を終えるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本議会に提案されました案件につきましては、慎重な御審議を賜り、全議案の採択決定をしていただきましたことに対し、議長として厚くお礼を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、各構成市町の代表としてその責務を全うされ、本組合の発展と広域圏住民の福祉増進のために御尽力を賜り、心からお礼を申し上げますとともに、今

後とも御支援と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、今定例会をもって退職される職員、異動される職員がおられます。ここで御紹介をいたします。その場で御起立をお願いいたします。

まず、退職される職員を御紹介いたします。成松会計管理者。

○会計管理者（成松 薫君）

どうもお世話になりました。（拍手）

○議長（原田謹吾君）

続きまして、橋口事務局長。

○事務局長（橋口正紀君）

ちょっと一言申し上げます。

私、平成22年度から4カ年間、広域圏の事務局長を務めさせていただきまして、今年度をもって派遣期間を満了して武雄市役所のほうに戻り、そして武雄市役所のほうも今年度をもって退職するということになりました。

私、広域圏に在職中につきましては、いろいろと御支援、御指導賜りましたことに対しまして心から感謝とお礼を申し上げるものでございます。本当4年間いろいろと御指導、御支援を賜り、ありがとうございました。どうもお世話になりました。（拍手）

○議長（原田謹吾君）

続きまして、貞松消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（貞松光良君）

どうもお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（原田謹吾君）

以上の3名でございます。これまでの御苦勞に対し、拍手でもって送りたいと思います。大変お疲れでございました。ありがとうございました。（拍手）

続きまして、異動される職員を御紹介いたします。峰松消防長1名であります。

○消防長（峰松靖規君）

私、平成22年4月からことしの3月まで丸4年、消防次長2年、消防長2年ということで皆さん方に御指導、御鞭撻をいただいたところでございます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（原田謹吾君）

どうもお疲れでございました。

それでは、これもちまして2月定例会を閉会いたします。議事進行についての御協力、まことにありがとうございました。お疲れでございました。ありがとうございました。

午後2時35分 閉会

上記は、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するため、ここに会議録署名議員とともに署名する。

平成 年 月 日

杵藤地区広域市町村圏組合

議会議長 原 田 謹 吾

1 番議員 前 田 敏 美

7 番議員 谷 口 太 一 郎

13番議員 武 富 久